

商品・サービスの変更やご留意事項(旧十八銀行編) (続き)

9 投資信託・公共債

旧十八

旧親和

手続要

変更なし

投資信託

投資信託の口座番号を変更いたしますが、お客さまのお取引に影響はございません。新しい口座番号は、お取引時に送付する取引報告書等に表示されますので、ご確認ください。その他の主な変更点は次のとおりです。

	変更前(2020/12/30まで)	変更後(2021/1/4以降)
分配金の入金日	決算日の5営業日後	決算日の翌営業日
ファンドの一部解約	口数指定解約または金額指定解約	口数指定解約のみ
解約代金等の入金方法	約定金額から源泉徴収税額を差し引いた金額を入金	約定金額全額を入金後、源泉徴収税額を別途引き落とし
積立購入日	毎月13日または28日のいずれかを指定	毎月の購入日は任意の日を指定可能 ^(※1)
積立投信の購入代金引落日	購入日の前営業日	購入日当日 ^(※2)
分配金受取方法の変更	取扱なし	再投資コースで保有するファンドについて、再投資 \leftrightarrow 受取の変更が可能です ^(※3)
積立投信の「休止」の取扱い	契約を一定期間休止することが可能	取扱なし

※1 購入日を13日、28日以外に変更する場合は、システム統合後(2021年1月4日以降)に変更のお手続きをお願いいたします。

※2 購入日当日早朝に引落をおこないますので、購入日前日までに指定預金口座へご入金願います。

※3 一般コースでお持ちのファンドについては、分配金受取方法の変更はできません。

投資信託・公共債共通

1.お届け印

投資信託口座・公共債口座のお届け印は、各口座の指定預金口座のお届け印へ変更いたします。

投資信託につきましては、相続等の一部を除く通常のお取引(購入・解約等)において、指定預金口座の暗証番号を入力することで押印不要でお手続き可能となります。

2.電子交付サービス

旧十八銀行の「電子交付サービス」は、2021年1月4日以降、**旧親和銀行のサービス**に移行いたします。対象のお客さまへは個別にご案内を郵送いたしておりますので、ご確認願います。